

UQ mobile 通信サービス契約約款

現行	改正												
料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計算方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）</td><td>この約款に規定する額により行います。</td></tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。	料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計算方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）</td><td>この約款に規定する額により行います。</td></tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。												
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信（別表1（付加機能）9欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。												
(消費税相当額の加算) 11 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係る付加機能使用料 (2) a u 国際通話に関する料金 (3) <u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u> (4) <u>国際SMS送信に関する料金</u>（通話料に限ります。）	(消費税相当額の加算) 11 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係る付加機能使用料 (2) a u 国際通話に関する料金 (3) <u>国際SMS送信に関する料金</u>（通話料に限ります。）												

第1表 料金
第3 通話料
1 適用
通話料の適用については、第39条（通話料の支払義務）及び第67条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																					
(略)	(略)																				
(12) ローミングの通話料の適用	ア ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、UQmI約款等において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。 イ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2－3に規定する料金額を適用します。																				
(13) 在圏区分及び通話区分の適用	ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。 （ア）在圏区分 <table> <tr> <th>在圏区分</th><th>在圏地域の範囲</th></tr> <tr> <td>北海道地区</td><td>北海道</td></tr> <tr> <td>東北地区</td><td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td></tr> <tr> <td>北陸地区</td><td>富山県、石川県、福井県</td></tr> <tr> <td>関東地区</td><td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td></tr> <tr> <td>中部地区</td><td>長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td></tr> <tr> <td>関西地区</td><td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td></tr> <tr> <td>中国地区</td><td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td></tr> <tr> <td>四国地区</td><td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td></tr> <tr> <td>九州地区</td><td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分</td></tr> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分
在圏区分	在圏地域の範囲																				
北海道地区	北海道																				
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																				
北陸地区	富山県、石川県、福井県																				
関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県																				
中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																				
関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																				
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																				
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																				
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分																				

第1表 料金
第3 通話料
1 適用
通話料の適用については、第39条（通話料の支払義務）及び第67条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用	
(略)	(略)
(12) ローミングの通話料の適用	ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、UQmI約款等において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。

	県、宮崎県、鹿児島県												
	(イ) 通話区分												
	<table><tr><th colspan="2">通話区分</th><th>適用する通話</th></tr><tr><td rowspan="2">域内・地域隣接県通話</td><td>県内通話</td><td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話</td></tr><tr><td>県間通話</td><td>その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの</td></tr><tr><td colspan="2">地域隣接県外通話</td><td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td></tr></table>		通話区分		適用する通話	域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの	地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話
	通話区分		適用する通話										
	域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話										
		県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの										
	地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話										
イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。													
ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。													
エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。													
(14) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用	ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。 <table><tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr><tr><td>昼間</td><td>午前8時から午後7時までの間</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後7時から午後11時までの間</td></tr><tr><td>深夜・早朝</td><td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td></tr></table>		時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間			
時間帯区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
	イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。 <table><tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr></table>		時間帯区分	時間帯									
時間帯区分	時間帯												

	<table><tr><td><u>土曜日・日曜日・祝日</u></td><td><u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 11 時までの間</u></td></tr></table>	<u>土曜日・日曜日・祝日</u>	<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 11 時までの間</u>	
<u>土曜日・日曜日・祝日</u>	<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 11 時までの間</u>			

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

2-3-1 2-3-2 以外のもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 税抜額 10 円 (税込額 11 円)			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
関東地 区・中 部地区	地域内・地域隣接 県通話	30 秒		30.5 秒	
	地域隣接県外通話	30 秒			
上欄以外の地区		30 秒			

2-3-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域隣接県通話		11.5 秒	14.5 秒	14.5 秒	20.5 秒
地域隣接県外通話		9.0 秒	14.5 秒	14.5 秒	18.5 秒

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

	<u>附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 013 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改定規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。</u> <u>ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。</u> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 327 1697 432"><u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u></td><td data-bbox="1697 327 2087 432"><u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1120 432 1697 611"><u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u></td><td data-bbox="1697 432 2087 611"><u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。</u></td></tr> </table> <u>備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。</u> <u>（料金等の支払いに関する経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>	<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。</u>	<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。</u>
<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。</u>				
<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。</u>				